

鹿屋体育大学ハラスメントの防止 等に関するガイドライン

平成 2 4 年 2 月 7 日

ハラスメント防止専門委員会

目 次

1. ガイドラインの目的	1
2. ガイドラインの適用範囲	1
3. ハラスメントとは	1
4. ハラスメントへの対応	3
5. 処置・処分	4
6. 守秘義務	5
7. 不利益取扱の禁止	5
8. ガイドラインの改善	5
問題解決の手続きにかかるフローチャート	6

鹿屋体育大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）では、「鹿屋体育大学ハラスメント防止等に関する規則」（以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、迅速かつ適正な措置をとれるよう以下のガイドラインを定めます。

2. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本学における学生（科目等履修生、研究生等を含む。以下同じ。）及び職員（非常勤職員、派遣職員を含む。以下同じ。）並びに委託業者等本学と教育・研究上又は業務上の関係等を有する者（以下「構成員」という。）に適用します。

3. ハラスメントとは

ハラスメントとは、本学の規則では、「セクシュアル・ハラスメント」（職員が他の職員、学生若しくは関係者に対して行う、又は学生が職員、他の学生若しくは関係者に対して行う性的な性質の不適切な言動）、「アカデミック・ハラスメント」（教員がその就業上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生に対して行う研究上、教育上又は修学上の不適切な言動）、「パワー・ハラスメント」（職員が就業上の地位若しくは権限を不当に利用して他の職員に対して行う、又は学生が修学上の地位若しくは権限を利用して他の学生に対して行う不適切な言動）、「その他のハラスメント」（職員、学生又は関係者による前各号に類する不適切な言動）と定義します。

（1）セクシュアル・ハラスメントとは

相手方や周囲の意に反する性的な性質の不適切な発言や行動です。（●は具体例）加害者が意図的でなくても起こりうることに注意が必要です。色々な関係で起こりうるものです。

＜学生と学生 教員と学生 学生と実習先で接する人 職員と学生 その他＞

① 性的な関心、欲求に基づく発言や行動

- 聞くに堪えない卑猥な冗談を言う
- 性的な風評を流すなど、性的なからかいの対象にする
- ヌードポスターを研究室に貼る
- 食事やデートにしつこく誘う
- 研究室のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示する
- 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつける

② 性別により差別しようという意識等に基づく発言や行動

- 「女には任せられない」、「男のくせに女よりできないのか」などと言う
- 女子学生にカラオケでのデュエットを強要する
- 女子学生というだけで掃除や雑用を強制する

(2) アカデミック・ハラスメントとは

地位や権限を不当に利用して行う不適切な発言や行動です。(●は具体例)
加害者が意図的でなくても起こりうることに注意が必要です。

<教員が、学生等に対して行うもの>

- 理由を示さずに単位を与えない
- 嫌いな学生に対して指導を拒否したり侮蔑的なことを言う
- 自分の指導が気に入らないなら一方的に退学しろと言う
- 希望に反するゼミ選択、学習・研究計画や研究テーマを押しつける
- 必要性のない徹夜実験や休日の実験を強要する
- 文献・図書や機器類を使わせない
- 研究費の申請を妨害する
- 空出張、空謝金などの金銭的不法行為を強要する
- 加筆訂正しただけなのに第一著者となる
- 机を廊下に出したり、理由もなく条件の悪い別の部屋に隔離する

(3) パワー・ハラスメントとは

以下のような行為を繰り返すことにより、教育、研究等の環境を悪化させるものです。色々な場面で起こりうるものです。

<学生間（先輩と後輩の間）で 実習先で 職員との間で ボランティア先で その他>

- 指導と称してものを叩いたり投げつけたり机を叩く等の威嚇を行う
- 指導と称して怒鳴ったり根拠なく個人を誹謗中傷する
- 個人的な感情で状況に適さない過度な要求をする
- 必要性のない命令をする。また、それについての理由の説明をしない
- 相手の存在を認めないような態度をとる
- 軽視、侮蔑する発言や嘲笑等による嫌がらせをする
- 多数の者がいるところで罵倒する
- 相手の評判を落とすようなことを言いふらす
- 必要以上にプライバシーに踏み込んだ発言や質問をする
- 上下関係を用いて違法行為を強制する

(4) その他のハラスメント

以上のハラスメントに類する教職員、学生、関係者による不適切な発言や行動です。

4. ハラスメントへの対応

本学は、ハラスメントを防止又はハラスメントに関する問題が生じた場合に、迅速かつ適正に問題の解決及び被害者の救済にあたるため、次の制度を設けて対応します。

(1) 防止・対策体制ーハラスメント防止専門委員会

本学は、あらゆるハラスメントを防止するために、ハラスメント防止専門委員会(以下「防止専門委員会」という。)を設置し、対策を検討します。

- ① ハラスメントの防止等のため、本学の構成員及び本学の学生に対し、パンフレットの配布により啓発活動を行うなどのハラスメント防止活動計画を年度ごとに定めます。
- ② ハラスメントの防止等を図るため、本学の構成員及び本学の学生に対し、必要な研修を実施し、ハラスメントへの理解を深めるよう努力します。
- ③ ハラスメントの防止に係る規則等の整備及び相談体制等必要な事項を審議します。

以下の手続きにおいて、ハラスメントの被害を申し出たものを「苦情相談者」、加害者とされたものを「相手方」、その双方を「当事者」といいます。

(2) 相談体制ー相談員等

本学は、ハラスメントに係る苦情相談に対応するため、相談員を置き、相談員が相談に応じます。

- ① 相談の申込みは直接相談に申し出るか、メール及び電話でも受け付けます。
また、学外(法律事務所)の相談員もおり、本学ハラスメント相談専用の電話回線も開設しております。
- ② 相談員の氏名は、パンフレットなどで公表します。
- ③ 相談員は、苦情相談者のプライバシーの尊重と秘密を厳守します。
- ④ 相談員は、苦情相談者の悩みを親身に聴き、苦情相談者がどうしたいのかを決めるための援助をします。
- ⑤ 相談員は、「ハラスメント問題解決の手続きにかかるフローチャート」について説明するなど問題解決に必要な情報を提供します。
- ⑥ 相談員は、事実関係等の聴取を行い、苦情相談者に対して適切な助言、指導、調整等により苦情相談者の救済措置に努めるとともに、相談記録を作成します。
- ⑦ 相談員が苦情相談を受けるに当たっては、他の相談員(苦情相談者が特定の相談員を指名する場合は、その指名する相談員)と共同して行うよう努めます。
この「他の相談員」の中に、学外の相談員又は苦情相談者と同性の相談員を優先的に加えます。

- ⑧ 相談員は、学生の保護者からの相談や加害者が学外者である場合にも応じます。

(3) 調査体制—調査委員会

本学には、ハラスメントに関する問題を解決するための体制として調査委員会が置かれ、ハラスメントに関する事実関係等の調査等を行うことができます。

① 相談から調査への移行

相談員は、苦情相談に関し、その事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、苦情相談者の了解を得たうえで、防止専門委員会委員長にその旨を報告し、調査委員会の設置を要請します。その要請を受けた防止専門委員会委員長は、すみやかに調査委員会を設置します。

② 「調査」の実施

設置された調査委員会は、速やかに「調査」の手続きを開始します。調査委員会は、個別の事情に即し、最善の問題解決を図るため、必要な措置を講じます。

防止専門委員会委員長が必要と判断した場合は、防止専門委員会委員長が指名する学内の者又は公正・中立性を確保するため弁護士等学外の専門家を調査委員会委員に加えることができます。

③ 「調査」の手続き

当事者間双方の主張を公正な立場で、当事者及び関係者から事情聴取するなどハラスメントに関する事実関係の調査を行います。

調査委員会は、当該事案に係る調査を行い、調査結果及び対策として適当と思われる措置をまとめた報告書（以下「報告書」という。）を遅滞なく作成し、防止専門委員会に報告します。

防止専門委員会委員長は、その報告書の内容について、防止専門委員会の同意を得て、その報告書を学長に提出し、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則又は鹿屋体育大学学則に基づく処分等を要する場合には、その要請手続きを執ります。

防止専門委員会委員長は、防止専門委員会の同意を得て、すべての苦情相談につき、その受付から最終措置に至るまでの記録をまとめて、学長に提出します。

5. 処置・処分

- (1) 本学はハラスメントを受けた被害者が適正な保護・救済を受けられるよう二次被害への配慮及び被害者の受けた不利益を可能な限り回復する措置を講じるよう努めます。

また、就労・就学環境を確保するため指導教員・研究室・就業場所の変更等の必要な緊急措置を講じることもあります。

- (2) 学長は、報告書の内容に応じて懲戒処分が必要と認められる場合には、その手続きを開始します。

ハラスメントの加害者が職員の場合は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則、鹿屋体育大学職員懲戒規則又は鹿屋体育大学教員の審査手続に関する規程に基づき処分を行います。

また、加害者が学生の場合は、鹿屋体育大学学則に基づき処分する場合があります。

6. 守秘義務

防止専門委員会委員及び相談員その他苦情相談に関わった者は、当該苦情相談の対応を通じて知り得た内容を他に漏らしません。

7. 不利益取扱の禁止

構成員は、ハラスメントに関する苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしません。

8. ガイドラインの改善

本ガイドラインについて、防止専門委員会は、必要が生じた場合、その都度見直し・改正を行います。

ハラスメント問題解決の手続きにかかるフローチャート

